

---

平成29年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成29年9月25日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成29年9月25日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	古崎 敏雄君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	林 輝昭君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
社会教育課長	……………	藤井 郁男君			

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

9月8日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は3名であります。通告順に質問を許します。3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） おはようございます。3番、吉村忍です。6月議会に引き続き、今回も発言の機会を与您いただきありがとうございます。

早いもので、私も町議会議員になりまして4回目の定例会を迎え、間もなく1年が経過しようとしております。まだまだ不慣れなところがあるかとは存じますが、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初の項目の、町からの情報発信についてであります。

ホームページ、SNSでの頻繁な情報発信についてであります。本件につきましては、平成25年6月議会におきまして、先輩議員の一般質問でその活用について議論が行われ、その後、周防大島町フェイスブックページが誕生した経緯があると存じておりますが、昨今では更新回数が少なく、町発進の情報が少ないと感じているところであります。

本年8月の周防大島町フェイスブックページの投稿回数を見ますと12回の投稿があり、そのうち8回が周防大島チャンネルさんの投稿をシェアしましたというもので、町独自による情報発信の投稿は4回でありました。

例えば、8月で言うなれば、まず島の玄関口に設置されたサイン看板の点灯式、次に賑わいを

見せる各海水浴場、そしてお盆には町内各地で盆踊り大会が開催され、歴史のある花火大会も開催されました。

また、それに伴う交通規制情報や道路交通情報など、町民、さらには町外の皆様へ役立つ情報は数多くあったのではないかと考えられます。

フォロワー数や「いいね！」の数にこだわらず、世界中に周防大島町の情報を頻繁に発信することで、周防大島町のPRにつながり、交流人口100万人を達成したとはいえ、さらなる交流人口の拡大の一つの要素であると確信するところであります。

さて、7月下旬から東和地区におきまして野犬の目撃情報が相次いでおります。私の住んでおります地域でも目撃情報が私のところに寄せられましたので、総合支所に相談したところ、早速、生活衛生課に連絡いただき、早々に捕獲用のわなを設置していただきました。

わなの設置に関しましては、近隣住民、地域内の子供がいる家庭やペットを飼っている家庭、一軒一軒に周知して回り、毎日確認に行きました。現在のところ捕獲にはいたっておりませんが、野良猫が2度わなにかかり、解放したところであります。

野犬の問題は、周南市では大きな問題となっているようですが、周防大島町で被害が発生しないうちに捕獲され、里親に引き取られるなど、適切に処理されることを願っております。

この野犬情報に関しましては、ほとんどの町民、町職員の耳にも入っていなかった情報ではないでしょうか。このような情報を周防大島町フェイスブックページで発信すれば、危険情報の啓発行動となり、町と町民の双方向の情報交換ができ、解決のための一つの要素になるのではないかと考える次第であります。

なお、本質問の通告を8月28日に行い、その後、9月4日に担当課の職員の方に詳しい要旨をお伝えしたところ、9月7日付にて早急にこの野犬の問題を投稿していただきました。

担当課の素早い対応に対し、職員の職責の念と意識の高さを感じ入り、感謝と御礼を申し上げます。

以上、活用方法の一例を挙げましたが、町からの情報発信について今後のホームページやフェイスブックページの活用方法についてお伺いをいたします。

次の項目の、参加ランナー目線で見るとサザン・セット大島ロードレースの大会運営についてであります。

本件につきましては、前大会終了後から大会事務局に対しまして、口頭にて提案を申し上げているところではありますが、大会が近づいてまいりましたので、今回の一般質問でも提案をさせていただくことといたしました。

まず、本大会の開催に御尽力されておられます周防大島町教育委員会大会事務局の皆様をはじめ、大島郡体育協会、大島郡陸上競技協会、給水場ボランティアの中学生、沿道から御声援くだ

さいます地元の皆様、大会に携わる全ての皆様に心からお礼を申し上げます。私もここ数年楽しく出場をさせていただいております。

さて、ナンバーカード等の事前送付でスムーズなスタートの実現をについてであります。ナンバーカード、計測チップ、参加賞、大会プログラム等の事前送付は、ほかの市町の同等のロードレース大会では既に行われており、当日朝の指定された時間内に受付の長蛇の列に並ぶ必要もなくなり、ナンバーカードをあらかじめ自宅に取りつけて行くことができ、参加賞のTシャツをユニホームとして着用し、ストレスなくスムーズにスタートラインに立つことができます。

また、参加者の楽しみの一つとして、走るだけでなく、知人との再会や新たな友人ができるなどが挙げられますが、プログラムで知人等が参加するのを事前に確認できるため、疎遠になっていた知人等と大会等を通じて交流ができると、参加ランナーにとってメリットしかありません。さらに、受付を設ける必要がないため、スタッフの仕事も軽減されるのではないかと考えられます。

次の、スタート時刻の調整で制限時間の緩和をについてであります。

本件の通告書の提出後、9月11日に次回大会要項が発表され、私の提案に近いところでスタート時刻の調整と制限時間の緩和をしていただいたこと、誠にありがとうございます。しかし、通告書に従いまして、私の提案を今一度申し上げますと、本大会のハーフマラソンの部の制限時間はほかの市町の同等の大会と比較しますと、本大会は130分、岩国市では170分、吉賀町では150分となっており、一般ランナーにとってはかなりハードルが高いものと感じております。これは、交通規制の時間とスタート時刻やスタート順によるものではないかと考えられます。

そこで、あくまでも一例ではありますが、スタート時間をハーフマラソン、9時30分、2キロ、10時、10キロ、10時30分、5キロ、10時45分とした場合、ハーフマラソンの制限時間を150分に拡大しても交通規制解除を現行よりも1時間早い12時に解除でき、ほかの部門の制限時間も拡大できると考えられます。

次の、ランナー目線での運営をについてであります。

これまで述べたことも全てランナー目線での運営を望むものではありませんが、さらにつけ加えますと、やはりスタート前には緊張状態や不安になるものであります。吉賀町の大会ではスタート前にマイパフォーマンスなどで緊張をほぐしてくれ、意気を高めてくれるスタートセレモニーが行われております。本大会でも、よし頑張るぞ、というような気持ちの入るスタートセレモニー等をぜひ取り入れていただきたいと思っております。

また、今年の大会は雨天での開催で、参加ランナーの皆様はカップやごみ袋などをかぶって雨対策をされていました。岩国市の大会では参加賞に雨用のポンチョが同封されており、会場でも100円で販売されておりました。

また、記録証の汗や雨濡れ対策として、岡山市の大会では大会のオリジナルクリアファイルに入れておりました。全てランナー目線での運営です。

さらに申し上げますと、これも吉賀町の例ではありますが、中盤以降の苦しいところで中学生ボランティアの皆さんが通過するランナーの名前をプログラムで調べ、名前を呼んで応援してくれる粋な計らいをしてくれます。

ほかにもネットタイムやラップタイム計測の導入、目標タイムに応じたペースランナーの配置等、ほかの市町の良きところを取り入れ、ランナーズファーストでの大会運営で全国でもトップクラスの大会を目指し、交流人口の拡大や参加町民の健康づくりにもつながっていく、参加ランナー目線で見るとサザン・セト大島ロードレース大会についての見解及び次回の大会運営をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

最後の項目の、スポーツ・文化活動へのさらなる支援についてであります。

現在、町民のスポーツ・文化活動への支援については、スポーツ少年団活動補助金や文化振興事業の補助金等で支援されており、非常に好評を得ていると伺っております。そこで、施設及び施設附帯設備の使用料金の免除をについてであります。スポーツ少年団の活動の場として、また町民のふれあいの場、生涯教育の場として、町内の各体育館やグラウンド、総合センター等が利用されていますが、それらの施設の利用料金や附帯設備の減免ではなく、免除を求めるものであります。

例えば、周防大島高校テニス部がグリーンステイながうらのテニスコートを利用する場合がありますが、現在、通常料金よりも減免されているようですが、それでも保護者や生徒たちにとっては負担や不満に感じられておるようです。

また、剣道で夏季に体育館を利用する例がありますが、暑い時期ですので熱中症対策もありまして、窓やドアを開放して稽古を行うわけでありまして。そうしますと、ハネアリ等を含む害虫が侵入し、口の中に入ったり足を滑らせたりと危険な状態になります。このような場合の対策として、夏季の本当に暑い日の害虫が多く発生する日に限って、空調設備を利用したいとの要望があります。しかし、その利用料金は高額であり、これも保護者や子供たち、指導者にとって大きな負担となり、町の御協力、御理解をいただきたいという気持ちがひしひしと伝わってまいりました。

それらを改善することにより、教養、スポーツ、文化などの青少年教育において、手厚い援助があるということは、教育に熱心な島ということを印象づけ、この島への定住促進や教育のためにこの島から出ていく離島者の減少にもつながるものと考え、よりよき方向への改善を切にお願い申し上げます。

本定例会前に配布されました監査委員の意見書に示されております、行財政改革の徹底の5つ

の課題の、4項目めの受益者負担原則の明確化と適正な導入対応の実施とは相反する内容とはなりますが、町民の健康づくりやふれあい、教育の場として町内施設を利用する場合の減免ではなく、免除について町民から上げられておりますことに対しまして、どのようなお考えをお持ちであるか、またこのような件に対し前向きに御検討いただけるかどうかお伺いをいたします。

そして、全国大会等出場時のさらなる助成をについてはありますが、現在、全国大会等への上場権獲得の際には、条件を満たすと激励金を支給され、広報でも公表され、関係者の方々には大変嬉しいことであると思っております。

しかし、出場前には大きく取り扱われますが、結果等につきましては、全くというほど取り扱われておりません。結果等についても広報やホームページ、フェイスブック等でも取り扱うことは次へとつながり、競技力向上へもつながるのではないのでしょうか。

全国大会等への上場は、スポーツ・文化活動をする人々にとって目標であり夢でもあります、同時に金銭的負担が大きいところでもあります。県代表として出場する場合には、周防大島町の大きな宣伝効果にもなり、地域活性化の一つの要素となり得る場合もあるのではないのでしょうか。激励金の増額や応援横断幕等への助成をしてはいかがでしょうか。

教育には時間とお金がかかることは申し上げるまでもありませんが、先ほどの繰り返しにはなりますが、子育て中の保護者の皆さんにとって、周防大島町が教養、スポーツ、文化などの青少年教育への助成を行い、教育に熱心な島を印象づけることはとても重要で、それらは定住促進や離島者の減少にもつながります。人を健全に育成するということは、この島、ひいてはこの国の将来へ光を当て、希望へとつながることは明らかであります。

町長をはじめ、関係者の御理解と実現への努力のお願いを申し上げ、最初の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの、町からの情報発信についてという御質問にお答えをしたいと思っております。

町からの情報発信につきましては、広報すおう大島、周防大島町ホームページ、ケーブルテレビ周防大島チャンネル、動画投稿サイトのYouTube、そしてSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックを活用して行っておりますが、広報すおう大島は、周防大島町広報発行規則に基づき毎月1回発行し、町が行う諸施策や行事、町民活動の状況を広く町民の皆様にお知らせをいたしておるところであります。

周防大島町のホームページにつきましては、町政の情報を発信するとともに、広報では掲載しきれない各種計画や議会の議事録などを掲載するなど、デジタルアーカイブ的な役割も担っております。

ケーブルテレビ周防大島チャンネルは、住民に身近な出来事や地域情報を提供することにより、住民相互の融和が図れるような番組を放送いたしております。

アイ・キャンは町も出資をしておる第三セクターでありまして、議員の皆様方にもぜひともアイ・キャンに御加入をしていただき、視聴していただけたらと思っておるところでございます。

まだまだ、この加入率が大変低迷しているという状況でございますので、ぜひとも皆さん方からもPRをして、町民の皆様方にも加入していただくよう、お願いをしていただきたいと思いますというふうに思うところでございます。

加入につきましては、いろいろな優遇措置も設けておりますので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

動画投稿サイトのYouTubeには、誰でもインターネットを通じて動画で周防大島町の様子を知ることができるよう、町のPR動画とか周防大島チャンネルで放送した一部の番組を投稿いたしておるところであります。

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックが広報やホームページと大きく違う点は、情報を発信する側と受ける側の双方向のコミュニケーションがタイムリーにできるということと、情報の拡散が期待できると考えております。

このためフェイスブックでは、イベント、競技大会などのタイムリーな情報や周防大島町の魅力を高める風物詩等の情報発信に努めているところでございます。

吉村議員さんから御質問のありました、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスの頻繁な情報発信をとということについてでございますが、ホームページの更新については、以前は各課からの情報提供を受けて、政策企画課の特定の職員がホームページ作成ソフトを使って、1人で日々の更新業務を行っておりましたが、ホームページの作成についての専門知識や技術を持たない職員でもホームページが作成できるようCMS、コンテンツマネジメントを平成23年度に導入いたしました。担当課においてホームページの更新ができるようになったところでございます。

フェイスブックにつきましては、周防大島町職員のソーシャルメディア利用に関するガイドラインを制定し、平成25年12月1日から運用を開始いたしております。

フェイスブックにつきましては、なりすましとか荒らしとか炎上などのソーシャル・ネットワーキング・サービス特有のリスクがあったことから、当面は政策企画課で試行的な運用を行っておりましたが、試行運用期間中に特に大きなトラブルも発生しませんでしたので、昨年8月からは、周防大島町公式フェイスブックへの投稿方法の手順書を作成し、災害時の緊急情報、新たな制度やイベントなどのタイムリーな行政情報、各課の重点施策を積極的に周知する情報、町の風物詩など町の魅力を高めることができる情報について、各課からもタイムリーな情報発信が

できるようにしたところでございます。

しかしながら、現在、更新回数が少なく、町発信の情報が少な過ぎると感じるとの吉村議員さんの指摘のとおり、それぞれの担当課において情報発信を行う習慣等が十分に根づいていない状況にあるというふうに思っておるところでございます。

それと、職員全ての方々が、このように一人一人がその情報を発信するというふうな体制にも今になってないということもあると思います。

タイムリーな情報発信を行えるよう、今一度、情報発信ツールの操作説明と、そしてその活用を十分やっただくような周知をするとともに、職場の意識改革に努め、町と町民の情報の共有化を推進していきたいと考えておるところでございます。

あとのロードレースの問題とスポーツ文化活動へのさらなる支援についての答弁につきましては、教育委員会のことでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきますが、特に今のあとの2点につきましては、いずれにしても費用がかかるという問題でございまして、その費用を行政のほうで負担をしたらどうかというのが趣旨であろうというふうに思っております。まさにこの、ロードレースの参加者や、そしてまたそれぞれの大会に参加する方々、また町の施設を使っていろいろなスポーツの練習等をやっておられる方々にとっては、当然のことながらその負担はできるだけ安いのがいいに決まっております。

しかしながら、当然のことながら、これらの施設の使用をすれば当然経費はかかっておるわけでございます。後ほど教育長のほうからも答弁があると思いますが、この経費を、費用を誰が負担をするのかということに尽きるのではないかとおもうところでございます。

これは、まさに個人の皆さん方から一部を負担していただいているわけでございます。それを町が減免ではなくて全て免除にするということになりますと、全ての費用を町が負担をするということになるわけでございます。

そこから言いますと、究極的には財政の問題になってくるとおもうと思います。町の今の財政の現状、これは今は特別悪いというふうに言っているわけではないんですが、将来を見越すと非常に大きな危惧を抱かざるを得ないような財政状況に、将来なるのではないかとおもうふうに懸念をしております。

そうしたことを考えますと、今ばらまきのそのようなことができる状態にあるのかどうかということを十分にお考えをいただかなければならないというふうに思っているところでございます。

まさに、費用対効果とか、または適正な負担ということをも十分に議論したうえでないと、これに取り組むかどうかということについては、短絡的にもの言えないというふうに思っているところでございます。

確かに子育て支援とか、または定住対策につながるものであるということも、私も十分に理解をいたしております。しかしながら、この費用負担の問題というのは、まさに社会教育とかスポーツとかだけではなくて、幅広く町の行政サービス全てにわたっておるものだというふうに思うわけでございますので、この点だけを、この部分だけを、例えば負担をゼロにしようということではなくて、すべからく町民皆さんのサービスにつながるような行政サービスでなければならないと思うわけでございます。

この部分が、例えば、負担がゼロになったときに、じゃあその負担はどこに持っていくのか、または町の一般財源で全て賄うのか、または何らかの形でどこかのサービスを落としていこうかというような形でなければ、そういう議論を十分しなければならないと思うわけでございますので、このことについて、今すぐにできるとかできないとかということではなくて、そういう議論をずっと積み重ねて、その前提の上に、じゃあどの分野を負担を落として、どの分野の負担を上げるとか、または負担を上げないのであれば、その財源は町の一般財源に全部を求めるのかと、そういうトータルな財政問題を議論しながら、その分野の減免とか、例えば免除とかいう形の議論をしなければ、そういう、枝葉末節とは言いませんが、一番、現場の分野だけから入っていくのではなくて、根幹の財政問題から入っていかなければ、将来大きな禍根を残すのではないかと、いうことがありますので、そういう気持ちでおるわけでございますから、今、単に短絡的にこの分野ができるかできないとか、やっってくださいよという要望なのか、そういうことは根幹から十分に議論をした上でになると思います。

そうでないと、例えば、今度は教育の問題はどうなのか、学校給食はどうなのか、保育料はどうなのか、福祉はどうなのか、介護はどうなのかというところに全部つながってくるわけでございますから、これらを十分トータルで議論しながら、できるだけ住民の負担が少ないに越したことはありません。そこら辺の財源との兼ね合いも含めながら、これから議論をしていただければというふうに思っているところでございます。

あとの2点については教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。吉村議員さんの、参加ランナー目線で見るとサザン・セト大島ロードレースの大会運営についての御質問にお答えいたします。

まず、ナンバーカード等の事前送付でスムーズなスタートの実現をについてです。

本大会は、地域の活性化を目的として、昭和60年3月に第1回目を開催し、現在33回を数えております。近年のランニングブームに伴い、全国各地で各種マラソン大会が開催されておりますが、その中でもフラットで風光明媚なコースと手づくり感満載の温かみのある大会として、参加者から支持を受けているところであります。

さて、議員さんの御質問のナンバーカード等を事前に送付した場合、当日の受付に要する手間と時間が省かれ、会場到着からスタート時刻までストレスなく準備ができ、レースに集中できるメリットが考えられます。

この場合、現在、受付でお渡ししているナンバーカード、計測用チップ、大会プログラム等をあらかじめ参加者全員に送付する必要がありますが、参加賞を除いたものを送付する場合、これにかかる郵送料は1人当たり340円で、仮に参加者3,300人に送付しますと112万2,000円かかる計算となります。

現在のナンバーカード引き換えはがきのみを送付の場合の費用17万円と比較しますと、95万2,000円支出が増えることとなります。さらに、参加賞を事前に送付する場合の郵送料は1人当たり690円となり、200万円以上の経費が増加することとなります。この費用を誰が負担するかということでもあります。

平成28年度決算では、ロードレースにかかる経費は1,170万円余りですが、財源は参加料などで880万円、人件費を除く町負担は290万円余りであります。

さらに、町の負担として、職員107名が振替休日に対応しておりますことから、人件費は町の負担ということになります。

このため一般参加費3,000円、大学、高校生2,500円、中学生1,500円の参加料を引き上げることも、町の負担を増やして対応することも困難と考えております。

次に、スタート時刻の調整で制限時間の緩和をについてです。

現在は、大会のオープニングイベントとしての2キロマラソンのフィニッシュ後、ハーフ、10キロメートルマラソンが続いてスタートし、ハーフマラソンの競技終了後に5キロマラソンがスタートする流れとなっております。

5キロメートルについては、早朝の道路渋滞と受付の混雑緩和策の一つとして、受付時間を11時30分まで延長し、ハーフマラソンがフィニッシュした後の12時30分にスタートしております。

道路交通規制時間の中で、定期路線バスの運行状況や選手の走行状況等を考慮しながら、安全確保を第一にスタート時刻を設定しておりますが、ハーフマラソン等の制限時間が他の大会に比べると少し厳しいという御意見があり、来年2月に開催する次回大会で、議員さんの御指摘のように、5キロメートルのスタート時刻を前倒しして、それぞれの種目で制限時間が延ばせるように変更する予定です。

次に、ランナー目線での運営についてです。

各部門のスタート時に選手の気持ちを高揚させるセレモニーを実施してはどうかということですが、現在もゲストランナーがスタートライン周辺でハンドマイクを使用してスタート前

の選手を激励しておりますが、列の後方に並んでいる選手まで声が届いていないということでもありますので、今後は、場内放送用マイクを使用して選手の激励を行いたいと思います。

また、雨天時の対応で参加賞に雨用ポンチョ等を考えてはどうかということについては、本大会の参加賞は第1回大会からオリジナルTシャツにしており、毎回デザインや機能性等にも配慮し、この大会独自のものを作製して、参加者にも御好評いただいております。ウェア等の雨天対策は参加選手自身で行っていただきたいと考えております。

最後に、記録証の汗、雨濡れ対策ですが、来年2月に開催する次回大会から、汗や雨で濡れないようビニール袋を準備したいと思います。

サザン・セト大島ロードレースの運営につきましては、参加者や御協力いただいている地元自治会や有志の方々、婦人会、小中高生などのボランティアの皆様、競技団体や町職員等、本年、第33回大会においても総勢441名のスタッフの皆さんに支えられて大会が成り立っておりますが、今後も反省会や企画委員会において、御提案や御助言等による課題についても検討を行ってまいりたいと思っております。

どうぞ御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、吉村議員さんの、スポーツ・文化活動へのさらなる支援についての御質問にお答えいたします。

はじめに、スポーツ・文化活動で町の施設及び施設附帯設備を使用する場合の免除についてですが、使用料の金額や減額・免除は各施設の設置条例及び施行規則等の基準により判断しております。

施設の使用につきましては、社会教育関係団体や自主講座団体による文化活動、町内の小中学校の行事や部活動・スポーツ少年団活動等のスポーツ活動に係る使用については、申請書の提出により使用料の免除の判断を行っております。

空調等の附帯設備の使用につきましては実費でございますので、町または町教育委員会主催の事業や町長が特に認めた場合などを除いて、原則、定められた料金を徴収させていただいております。使用料と使用者負担のバランスは大きな課題ではありますが、各施設の維持管理の観点から考えますと、一定の利用負担が必要であると考えており、附帯設備等の使用料を徴収することにつきましては、御理解をいただきたいと考えております。

次に、全国大会出場時のさらなる助成をについてです。

町では、周防大島町全国大会等出場者激励費支給要綱により、申請に基づき、芸術・文化、アマチュアスポーツ競技の全国大会等へ出場する個人または団体に対し、個人で1万円、団体競技に出場する団体に対しては2万円を支給しております。また、本町ではスポーツ少年団の山口県体育大会への出場に対しましても、1団体3万円の支給を行っているところです。

吉村議員さんからの御質問にあります、全国大会等への出場には金銭的な負担が大きいことは理解できますが、近隣自治体の激励費支給の状況は、個人においては、柳井市は3千円、岩国市は全国大会の種類により異なりますが、国民体育大会、高校総合体育大会では6千円、団体においては、柳井市、岩国市ともに大会要項で定められた人数や金額を限度としており、直接的比較は出来ないものの、平成28年度の激励費の支給が個人16件16万円、団体2件4万円、総額20万円、スポーツ少年団に対し6件18万円の実績から考えて、本町としては十分な激励費を支給しているものと思っております。

本町における社会教育の基本方針は、「だれでも、いつでも、どこでも」学び、ふれあい、楽しめる社会教育を推進し、その重点施策としては、多様なライフスタイルに対応した生涯学習の推進、スポーツ振興では、地域スポーツ活動の充実を掲げており、全国大会を目指す競技者及び文化活動者が懸命に努力している姿には頭が下がる思いではございますが、同時に、社会教育では幅広い年齢層へのスポーツ・文化活動への推進普及が大切であると考えているところです。

どうぞ御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。フェイスブック等に関しては前向きな御答弁、誠にありがとうございます。今後も引き続き、情報発信のほうをよろしく願いいたします。

先ほど申し上げた、野犬の件なんですけど、実は、昨夜も私の住む地区に2頭出沒しました。18時50分ごろでありましたが、地域の住民の方から、私のほうに連絡がありましたので、早速行ってみますと、船越地区にわなをかけていただいているのですが、その近くに2頭発見しましたので、私もわなのほうに誘導しようとしたんですけど、あえなく逃げられてしまいましたので、引き続き、野犬のほうの捕獲についてはよろしくお願いを申し上げます。

ロードレースに関しまして、送付料金がかかるということでございました。それに関しましては、錦帯橋については3,600円を私お支払いをしてハーフマラソン出場しております。サザン・セットは3,000円で600円ほど高いんですけども、それで、3,600円でTシャツもナンバーカードも全てお借りできて、雨用のポンチョもついている。ランナーにとりまして、その辺のことを、便利なことを考えますと、少し料金が上がるのは特に問題はないかと思っておりますので、少しぐらい値上げしても実現の方向に考えていただければと思っております。

それと、剣道の例を挙げたんですけど、最後の項目ですね。空調費のことなんですけど、夏場の限られた数回、二、三回のことでございます。それを保護者が負担をすればいいと思うんですけど、1回、1時間2,500円、2時間の稽古で5,000円、それで、二、三回ありますと結構な負担になります。事故対策でもあります、熱中症対策であります。その辺のところはもう一度、御

検討をお願いを申し上げます。

周防大島高校のテニス部の件もかなり一生懸命練習されておるんですが、長浦で、確か。数百円ですが、やはり高校生、自分でアルバイトして負担をしているということでございましたので、子供たちのためでございます。どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 答弁は要りますか。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど申し上げました繰り返しになると思うわけですが、例えば、剣道の夏の練習場が暑い、そしてそこには空調が要る、そして高校生のテニス部が長浦スポーツ施設を使ってテニスの練習をすると、こういう個々の分野での抜き出しをするとたくさんこの問題はあると思います。

そのようなことを、先ほども申し上げましたように、町の行政サービスというのはあまねく町民の皆様方に行き渡っているわけですから、この分野だけを議論するのではなくて、どのような行政サービスに対する負担が本当に公平公正で、そしてまた、例えば、そういう分野には手厚くとか、そういうメリハリをつけたものになるのかというようなことは、ぜひとも議員の皆様さん方の中でも十分な御議論をいただきたいと思うわけでございます。

個別に一つ一つそういう話をし始めると、たくさんあると思うんですね。それは、先ほども申し上げたとおりでございますが、例えば、行政サービスのあらゆる面の負担があるという分野について、抜き出しながら考えていかないと、例えば、あれができたのならこれができるんじゃないか、これができるんだったらあれができるんじゃないかというような分野にもなります。ですから、これからも、ほかにもたくさん、いろいろ住民負担の軽減という問題はあります。これは、周防大島町だけに限ったことではなくて、あらゆる、全国の自治体の取り組まなければならない問題だと思っておりますが、しかしながら、そこには適正な費用と負担の考え方というのをどのようにしてから担保するかということはすごく大事なことだと思うわけでございます。

ですから、今の2件について、直接答弁が今ここではできませんが、もしそういうふうなことが議論されるのであれば、トータルでの議論を行っていき、そしてまたそれらの中でこの分野はこうだ、この分野はこうだというふうな、個別の中に、突っ込んだ議論をしなければ、なかなか、この分野は小人数だから大した額じゃないからいいじゃないかというような議論では、なかなか難しいんじゃないかというふうに思いますので、今後の大きな課題として、議会のほうも、そしてまた執行部のほうとしてもいろいろな整理をしながら、できるだけ住民の負担が少ないほうがいいことは間違いないわけですから、そういう形を考えてまいりたいと思いますので、ぜひとも十分な議論をした後のその結果をそういう個別の負担、そしてまた費用。

例えば、費用がどんと下がってしまえば負担も下がるということも考えられますので、そのよ

うなことも含めて、十分な議論をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。あくまでも町民から上げられている声でありますので、どうぞよろしくお願い致します。私のほうもしっかり勉強して臨みたいと思います。御答弁ありがとうございました。

前回を含めまして、6項目の質問をさせていただいたわけですが、その中で、早急に対処していただいた事項に関してはとても感謝し、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

ただ、予算づけが必要な事項に関しましては否定的な御答弁であったように思っております。これは政策や予算、財政などにふれ、現実的な提案をさせていただけなかった私にも原因があると考えております。今後はできる理由をお示しし、実現につながるような議論の場に務めさせていただきます。その際には前向きな御答弁をいただけるよう申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（荒川 政義君） 以上で吉村議員の質問を終わります。

次に、5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回は、指定管理者制度の現状と次期指定管理者の公募につきましてお尋ねをいたします。

まず、制度運用の現状のうち、指定管理者選定の基準となります審査基準、それから、指定管理者の評価指針となりますモニタリングの制度につきまして、現在、どのような運用が行われているのか、簡単で結構ですので御答弁をお願いいたします。

次に、久賀歴史民俗資料館等の公募にあたりまして、現指定管理者が応募している場合は、当期の指定管理において、どのような運営状況がされておるのか。それから、どのような評価がされているのか。概要で結構ですので、御答弁のほどよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの指定管理者制度の現状と次期指定管理者公募についての御質問でございます。

まず、本町における指定管理者制度の導入の現状についてでございますが、1点目といたしまして、指定管理者制度につきましては、指定管理施設の管理が適切かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供される公共サービスの水準が維持されているかなどを確認評価するための指定管理者制度モニタリングマニュアルを設け、適切な運用に努めているところでございま

す。

指定管理者制度モニタリングは、指定管理者が公共サービスの履行に関し、条例や規則及び協定書のうちの業務仕様書などの内容をもとに、モニタリング調査項目を作成いたしておるところであります。

そして、このモニタリングにつきましては、業務の履行状況確認とそのサービスの質に関する評価及び財務・経営の評価の3項目について、主にモニタリングを行っているところでございます。基準につきましては、14項目からなる評価項目により構成され、例を挙げますと、基本的事項の評価基準は、「協定書に従い、開館日や開館時間を遵守しているか」、「指定管理業務の全部、または主たる業務を第三者に再委託していないか」、「外部委託の内容は事前に町の承認を受けており、適切か」、「再委託先から適切に業務報告をさせるなど、再委託先の業務を適切に管理しているか」とする評価基準として、施設の利用状況の評価項目の評価基準は、「施設の利用者数や稼働率は適正であるか」、「利用促進に向け、積極的に取り組んでいるか」、「利用方法をわかりやすく説明できる仕組みが構築されているか」、「利用実績に関する帳簿が作成され、適切に保管されているか」といった評価基準を設けており、これらの全14評価項目の評価基準について、5段階評価によりモニタリング評価を実施するというものでございます。

したがいまして、毎年モニタリング調査を実施することにより、適正かつ確実なサービスが提供されているか、確認しております。

次に2点目で、指定管理者公募における審査基準について、選定委員会における審査基準の扱いでございますが、公の施設について、指定管理者を募集する際に、指定管理者審査票としてお示ししておりますように、5つの審査基準に対し、それぞれの審査事項と配点を公表しており、例えば、審査基準の「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること」についての審査事項は、「経営方針は、平等な利用の確保を踏まえた内容となっているか」、「利用者に対する新たなサービスの提供など、利用増進策は具体的であるか」、「利用者のサービス向上への方策があるか。また、実現への期待が持てるものであるか」、「利用者ニーズ把握や実現策はあるか」、「利用者のトラブルの未然防止と対処方法は明確か」、「地域や関係団体等との連携・協力が積極的か。具体性はあるか」とする6つの事項の合計は30点の配点としており、審査事項全体についての合計は、配点を150点とするものであります。

手順といたしましては、町が審査基準の原案を作成し、選定委員の審議を経て決定するものであります。

審査基準及び審査事項の設定にあたっては、これらの項目が町として、どのような管理運営を求めているのかを指定管理者に対して最も強く伝える情報であることを踏まえ、施設の性質や設置目的・達成すべき目標等を適切に反映する必要があります。

具体的には、その時々の方策課題や施設の方特性等を考慮したうえで、施設ごとに審査事項の設定を行うこととなります。

審査基準及び配点に基づいて審査・評価した審査結果等を踏まえて、選定委員会において指定管理者の優先交渉権者が選定されるということになります。

3点目が、前回の指定管理者の指定についての議案に係る質問に対する答弁を踏まえ、今回の選定における基本的認識についてでございます。

これもあるんよね、ないんかね。これ、なかったんかいねえ。じゃあ、あの2点でえかったんですかね。（発言する者あり）ああ、はい。——ちょっと待ってくださいね。後の歴史民俗資料館等の指定管理者の実態についてと現管理者のことですね。この運営実態の把握はできているかということにつきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 田中議員さんの久賀歴史民俗資料館等指定管理者の実態についての御質問にお答えいたします。

まず、現指定管理者について運営実態の把握はできているかについてです。

指定管理者が事業を実施するにあたり、指定管理者は仕様書や募集要項等に基づいて、事業に関する案を町に提出し、町がその内容を精査した後に事業を行っております。また、町は必要に応じて、歴史民俗資料館資料の使用申請書等の提出や事業実績、月次報告書で報告を受けております。

指定管理者は、自主事業を実施する際には事前に事業計画案を町に提出し、町が承認を行っております。施設の修繕等に関しても指定管理者は事前に町に相談を行い、モニタリングの実施においても指定管理者の運営実態を把握しております。

次に、平成25年度県住民監査請求の結果に基づき、宮本常一資料保存研究協議会に対して、どのような監督体制をとってきたかについてです。町は、平成21年度から23年度に実施した周防大島町文化遺産資料整理事業を宮本常一資料保存研究協議会に業務委託をしましたが、町財務規則等に基づいた適正な指導をしていなかったため、県の指導を受けております。

この対応策として町は、事業実施に当たっては、補助金交付要綱及び実施要領等に基づく適正な事業の実施、委託契約事務の適正な手続等、補助事業の適正な執行及び再発防止策を県に報告しております。

町は、県に報告した内容をもとに、久賀歴史民俗資料館等指定管理者となっている宮本常一資料保存研究協議会に対して、指定管理業務を進めるにあたり、仕様書等に基づいた適切な事務処理をするように指導しております。

次に、減免規定の運用や自主事業のあり方についてです。施設利用料は、町条例に基づく徴収

をしておりますが、減免規定の運用については、基本協定書第27条利用料金の決定で、利用料金は指定管理者が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとなっております。

ただし、その決定及び改定については、事前に町の承認を受けるものとし、必要に応じて両者が協議を行うものとする規定されております。これに基づき、指定管理者から提案を受けた久賀歴史民俗資料館等指定管理に伴う施設の使用料等の変更及び陶芸一日体験の料金設定について、町が承認後、減免規定の運用をしております。

自主事業につきましては、仕様書等に記載しておりますが、指定管理者は歴史民俗資料館等の設置目的に則した範囲内で、利便性の向上とともに、利用者数の増加につながる自主事業を実施することができるとなっております。指定管理者が企画した自主事業につきましては、町が内容を精査した上で承認をしております。

次に、選定委員会の評価に適合する実績を有するかどうかについてです。

選定委員会は、指定申請書とヒアリングに基づいて評価し、選定した団体を優先交渉権者として決定しております。

選定委員会に提出した指定申請書の事業計画書・収支計画書に基づいて、毎年度、町と年度協定書を交わしており、その年度協定書に基づいて、毎年、指定管理者が管理業務を行っております。

モニタリングの結果は、おおむね年度協定書どおりの内容になっており、選定委員会の評価に適合する実績を有していると考えております。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 詳しい御答弁をありがとうございました。ちょっとお聞きしますが、5年前の話で申しわけないんですが、前回の選定の際に、指定管理者がそれまでの実績を毎年報告する、今もそうだと思いますけど、利用者の実績というものを報告しているんですが、その数値が、これは当てにならん数字やというようなことを町の職員がマスコミに説明したとマスコミの方から聞いておりますが、そのような発言があったのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。今、田中議員さんのほうから利用者の実数について、それは、数字は正確なものではないというような、職員がマスコミのほうに話をしたということであるということではよろしいでしょうか。はい。それにつきましては、私どもの知る限りでは、知る限り、済いません、確認する限りでは、そのような情報をマスコミに、直接、話をしたということは聞いておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 確認されたというのは、いつ確認されたんですかね。これ、この話は私、初めて今、この場で申し上げたことなんで、そういう発言があったということは、今、初めて申し上げたんで、いつの時点で確認されたんですかね、それは。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 済いません。ちょっと確認という言葉が不適切な言い方だったと思うんですけど。私が、今、直接、学習のむらとかかわりがあるようになったのが平成25年からということで、その当時の選定委員会は24年に行われまして、当時の担当からそのときの状況等を確認したところ、その利用人数云々ということについて、そのようなことについて対外的に話したことはないという2人との会話の中で確認、確認と言いますか、話を聞いております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その場で課長さんと担当者の方が、こういう利用者実績は当てにならないといったような話をしたんかというような話を確認されたということなんですかね。私が聞いたのは、担当の職員か誰かはわからないんです。町の当時の教育委員会の職員の方からそういうふうに聞いたということなんで、課長さんが確認された職員の方以外の方が言われたんかもしれませんが、その辺は確認されていないということですか。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 済いません。当時の私が確認したと言いますか、話をしたのは、当時、担当だった者と話をしております、利用状況の実績というものがずっと平成5年からあるんですが、そちらのほうの資料を見せてもらったということでもあります。ですから、話につきましても、直接、当時の担当と話をしたということで、それ以外の職員については、どなたが話したか、そういうふうなことを話したかというのは、私どもにはちょっとわかりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、課長さんが言われるのは、この利用者実績がこれこれこうですよという話をしたということだけで、町の方が、この指定管理者が出した数値は当てにならない数字だよと言ったことについては確認していないということでしょうから、課長さんが話された職員の方以外の方も、もちろん当時の担当の職員がおりますので、その方に確認されたらどうですか。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） そうですね、私は、当時、担当者との話ということで聞いておりました、もし、それ以外の方、担当という部分の確認はしてみたいと思いますが、きょうの答弁ということにはならないと思いますが、ちょっとそれは確認をさせていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、よろしくお願ひします。それから、この議会で出されております決算の成果説明書の、成果報告書ですか、297ページに久賀歴史民俗資料館の利用者数の実績が出ていまして、平成28年度538人というのがあるんですが、指定管理者が提出した実績報告、町のほうに出した実績報告書のほうでは660人という数値がここへ報告されているんですが、これは、なぜ違うんですかね。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....  
午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。先ほど、成果報告の538人と田中さん言われた660人、この差についてなんです、歴史民俗資料館を利用した減免の方の人数を足したものが660人になるということでもあります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ということは、この成果報告書の数値には、その減免分が入っていないからということなんですね。

それと、この成果報告書に、議案のときにも説明がありましたけど、指定管理者の実績を載せているわけですけど、今の利用者の数値、この平成27年度までは指定管理者からの報告をそのまま載せとる。だけど、28年度だけはちょっと違っているということとかもあわせて、要するに、この施設に限って指定管理者を支援、町として支援したいとか、そういう意思がないのかどうかということだけ、なければいいんですけど、そういうお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。特定のグループ、団体を優遇するという考え、ございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 当然の話ですが。じゃあ、ちょっと別の質問に行きますけど、改めて確認させていただきますが、指定管理者制度は請負ではなくて行政処分であると。これも、今まで質疑等で確認はさせていただいておりますが、改めてちょっと確認をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 行政処分ということで結構です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この行政処分であるということを、選定委員の皆様には十分理解していただけるよう、レクチャーはしてありますか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 規則、法律等での情報というのは、もう全員知っているものとして考えておりますが、選定委員会の中で、そういう特に行政処分という説明は、ちょっと私の中には記憶はございません。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 教育委員会のほうの担当施設といたしましても、特に、その点について説明した記憶はございません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その辺の根本的なところも、きちっと説明をせにやあいけんのじゃないかなとは思いますが、それでは、今回の公募で、前回は変更になった施設があると思いますが、今回の公募で、産業建設部と教育委員会だけで結構ですので、2つしかないと思いますが、審査基準が今回変更された施設はありますか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今回の選定の中で、審査基準が変わったものはございません。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 審査基準となりましたもので、仕様書の中にうたっております陶芸の館の利用に関する、形の中での週に今まで3回以上ということあったんですけど、2回以上というふうに修正した部分はあります。（発言する者あり）

済みません。ちょっと勘違いしておりました。審査基準につきましては、基本的に変更したところはございません。ごめんなさい。失礼します。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回は変更がなくて、審査基準というものが公表されておりますけど、前回は、教育委員会のこの久賀歴史民俗資料館等とハワイ移民資料館ですか、は、審査基準が変更になりましたけど、これは公募段階で公表されていますか。5年前。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 済みません。ちょっと、今、その手持ちの資料がありませんで、後ほどちょっと確認して、答えさせていただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） わからないということですが、この審査基準というのは公表しな

きやならないもので、それは行政手続法、先ほどの指定管理者制度が行政処分であるから、それは行政手続法の適用を受けるわけで、行政手続法の規定で審査基準を公表しなきゃならないというふうに規定されてますので、公表されてないということはあり得ないと思いますが、確認して報告してください。

それから次の質問で、現指定管理者、久賀歴史民俗資料館について、ちょっとお尋ねいたしますが、現指定管理者の、先ほどモニタリングで特に適切に管理されているような御答弁もありましたが、モニタリングの評価がどういう評価をされているのか。5段階評価だと思いますので、何にあたるのか。それと、その結果が、今公募されております次期指定管理者の選定にどのように反映されるのか。それを御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 評価ランクはAランクということで、評価をしております。このランクにつきましては、今、選定委員会を、次期選定委員会を実施をしておるんですが、これにつきましては、評価はそのまま受け継ぐということはないと思います。平等な立場での選考になると思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 指定管理者の実績というものは、全く考慮されないんですか。この審査基準の中で、例えば、どっかで評価されるというのがないとおかしいと思うんですが、それはないということなんですか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩しますね。

午前11時00分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩を解きます。

永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 評価基準、選定委員会の中で、どのように扱われるかという点はございますけれども、少なからず、モニタリングの状況等につきましては、選定委員会のほうにお知らせをさせていただいて、その評価については、選定委員会の中で決めていただくという形で、処理をさせていただいておるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、その選定委員会の中で、例えば、指定管理者の実績がどのように評価されるのか。選定は、この審査基準に基づいて、計画書と申請書をもとに、この選定基準に基づいて採点されて、その合計点が高い指定管理者が選定されるということで、選定

委員会の中で、例えば、同じ評価の、同じということはないんでしょうけど、例えば、A評価の指定管理者が、それが、この選定の一人150点あるんですが、このうちの例えば、10点になるのか、30点になるのか、50点になるのか。その辺が選定委員会の中で決められるということの、今言われたんじゃないかと思うんですけど、それであれば、この審査基準自体が意味がなくなるものでありますので、それはちょっと違うんじゃないかなと思いますけど、よろしいですかね、その選定委員会の中で決めるんだと、評価の値をですね。

いや私は、この審査基準の、その他町長が別に定める事項の21に類似施設の管理実績はあるかという項目がありますけど、これに基づいて、実績と言うんですか、現指定管理者の実績が配点されると。例えば、現指定管理者が問題なく運営しておれば、ここに10点入るよと。だけど、全く新規参加者は0点だと。そこで10点差がつくから、5人選定委員がいれば、50点差がつくということなんかなと思っていたんですが、そうではないということなんですね。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。こういう実績あるから、それを何点分に加味してくれというようなことは事務局のほうから申しておりません。議員さんおっしゃったように、選定基準に基づいて評価されるものと思います。ただ、例えば、同じ点数だとか、何かのときはどうするのかかなと思いますけど、私自身、私と言うか、事務局としては、実績Aだから何点加味してください、実績Bだから何点加味してください、あるいは、実績Cだったら、マイナス何点ですというようなお願いは、選定委員会にはしておりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それはそのとおりなんですけど、私が言うのは、実績が、例えば、この150点の中で、10点になるんか、5点になるんか、50点になるんかでは、この審査基準自体が意味がなくなるから、そこはきちっと指定管理者の実績として何点というところを決めてるのが、この審査基準じゃないんですかということなんです。

審査、まあ、いいです。じゃあ、ちょっと次の質問に行きます。時間がないんです。

今のに関連してなんですけど、選定委員会の所掌事務というのが、この指定管理者選定委員会の要領の2条で決められております。審査基準及び審査項目に関する事、応募書類の審査、評価に関する事、指定管理者の選定に関する事ということが決められております。これは言うまでもありませんが、その各指定管理施設の条例による目的の中で、それにそぐった、そぐったと言うのかな、それに合致した、施設の目的に合致した計画書であるということが大前提ですよね。その前提のもとに、この選定委員会は先ほどの審査基準に基づいて採点して、計画書のもとに採点して、点をつけるということであると思いますが、例えば、今の久賀歴史民俗資料館にお

いては、もちろん民俗資料館もあるし、生涯学習の施設もある。交流やレクリエーションを推進する施設もある。

3つの目的が条例で決められています。その3つの目的の中で、何を、どういう団体を、例えば、現指定管理者をどれだけ、この審査基準の中で評価点を与えて、その3つの目的の中で、何か一つを重視するというようなことが選定委員会の中で決められるのかどうか、御答弁をお願いします。

今の選定委員会の実施要領に基づいて、そこまで所掌事務として認められているのかどうか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） また答弁が不十分だったら、再質問をお願いします。

私の理解している範囲でお答えしたいと思うんですけども、やはり、ある種の施設があれば、それぞれ目的があって、狙いに沿って、その3つを総合したものが今の施設だろうと思うんで、特定のこれしかないと言うか、これだけ達成したらええというものではないと思っております。だから、私も審査の中に入っておりませんので、細かい議論はわかりませんが、3つ施設があれば、それぞれの目的があって、それらを総合して判断する。そういうように理解しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういった町の方針がもとにあるわけですから、それに基づいて選定委員会で、選定委員会の所掌事務の範囲内で選定してもらわなきゃいけないというふうに考えておりますが、これ、5年前の話で申しわけないんですが、新聞記事がありまして、集客より文化財活用をというふうに打ってありまして、当時の町議会で僅差で可決という記事があるんですが、この中で、先ほど申しました文化財の保存活用とか、生涯学習の推進、それから、レクリエーション、交流の場の提供というような3つの目的の中で、文化財の保存活用に力を入れて審査しましょうということが審査委員会の中で決まったと。それで、そのように決まって、それにかなっていると考えられる団体が選ばれているわけなんですけど、そういうことを決める事務、責任つうんですか、役割が、この実施要領、選定委員会の組織及び運営に関する要領のこの選定委員会の業務の中には入ってない。審査基準はもちろんありますが、それはもうこれで動かしようがないはずですよ。公表されたもので。だからそこで、例えば、さっき言った実績の部分が5点になるんか、50点になるんか、わからんのでは、この審査基準自体が審査委員会の中で、選定委員会の中で変わってしまうということにもなりかねんので、その辺が町として、選定委員会にしっかりレクチャーせないけんと思うんです。町としてはこう考えているけど、選定委員会は全然、町が定めた所掌事務の範囲を超えてまで、選定委員会で決める話ではないので、そこを町として、主体的に選定委員会にしっかり理解していただけるよう、先ほどの行政処分の話と一緒に、しつ

かりレクチャーしにゃいけないと思いますけど、その辺の町としての方針と言うか、選定委員会の管理運営というのをどういうふうに行われているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 今、3つの施設がありますが、私も、今挙げられた文化財も大事だと思います。それと、やっぱり、にぎわいをつくるというのも大事だと思います。その中で、私も前回、24年11月27日にこの職につかせていただきましたので、後から、めくって見た資料しか把握してないんで、細かい経緯はわからないんですけども、当時は、確か、評価基準とかは選定委員会で決めるということになっていたと思うんです。選定委員会が、少し募集した後だったんで、これはいかにというので、次からは前もって公表しようという形で、選定基準ですね、審査基準ですか、今回なったように記憶しています。もし、記憶間違いあったら訂正お願いします。

ですから、それぞれの施設で狙いがあるって、あそこは宮本常一先生が指導されて、いろんな施設もありますから、にぎわいと同時に文化施設というのは大事だろうと、判断が当時多かったと思いますし、私も、両方大事だと思っております。

レクチャーをどの程度というのは、それぞれの施設の目的については、お話していると思いますが、どこに力点を置いて評価してください、これは軽く見ていいですという言い方はしてないと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今の指定管理者選定委員会の組織運営に関する要領は、これはちょっと最新のものかどうかわかりませんが、私が持っているのは、平成24年10月1日から施行するというふうになっていますので、当時の審査基準。その中でも、選定委員会の要領と基準ということで、その中でも、やはり審査基準は当然町で、その前段として、町の中で、執行部の内部で、決裁をとって、審査基準を、その前のとはちょっと変更されて、決裁をとって、決められております。だから、審査基準を決めたのは町が決めてます。当時もです。当時決めて、それに基づいて、出てきた申請書を選定委員の方が審査して、この審査表に基づいて採点をして、その高得点の業者が選ばれます。その中で、実績を考慮したほうがいいんじゃないかと、もっとですね、ということを行っているんで。だけど、この審査基準の中では、類似施設の管理実績はあるかという配点が、前回の場合で言えば、5点しかないわけです。類似施設の管理実績の部分を、5点しかないものを、例えば、選定委員会の中で、この実績は、この団体の実績は50点にしようとか、そういう具体的な話はしなくても、その重みで変わってくる場合があると。だから、そこは町として、きちっと選定委員会にそういうことがないように規制と言うんですか、歯どめをかけなきゃいけないじゃないかと。それぞれ役割が違うから、町としての施設の目的がある。

それに従って、指定管理者を選定してくださいとお願いして、委嘱と言うんですか、しているわけですから、それを選定委員の中で、町が定めた審査基準とか、施設の運営方針を変えるようなことをするのは、選定委員会の業務の、この要領で定めた、基準で定めた業務を逸脱しているんじゃないかと。だから、そういうことがないようにお願いしますねということを申し上げているわけなんですけど、ちょっと、もう1回。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 少し補足しますと、御存じと思いますが、書類審査と同時にプレゼンもあろうかと思えます。ただ、プレゼン等で実績とか、やっぱり、プレゼンの力がより出るのが実際やっているほうが出るかなって気もします。それは受け手によってわかりませんが、私自身としては、選定委員会の方が公正公平に全体を見て判断して下さるものと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 現指定管理者というのは、今で言やあ、5年間、一所懸命努力されて、何か問題があれば別ですけど、普通に管理運営されてきておれば、当然それだけの評価と言うんですか、加算点はあるべきだと思いますが、それが選定委員会の中で目に見えない形で決められるというのは、やっぱり、行政処分のあり方として、不適切であるというふうに思っております。例えば、前回のように民俗資料の保存活用、集客より文化財活用をというような方針を決められるのであれば、それは審査基準に大きくかかわることであるから、やっぱり、事前に公表しなきゃ、それは不公平になりますよね。ふたをあけてみたら、応募者もそれによって、だから、応募者がきちっと町が求める施設の運営にかなうような姿でやろうとしている。そうするために、それとあと、なぜ認められなかったか、選定されなかったかというところに、不服申し立ての道を開くために、こういう審査基準は行政手続法できちっと事前に公表しなさいよというふうに決められているわけですから、そのことから、例えば、そういう方針を定めるのは結構ですけど、定めたんであれば事前に公表しないと、審査基準を公表する云々以前の問題になりますよ。それが配点に影響されないんならいいですよ。されないとか、例えば、類似施設の管理実績があるかの5点の中で左右されるというだけなら、そりゃあ、申請者もわかると思いますが、ある程度、理解できると思いますけど、そうでなくて、これが50点になる可能性もありますよと言うのであれば、それは事前に公表しておかないと、選定方針と言うんですかね、なりますから、今回の場合、果たしてどうなんかというところを、先ほどからお聞きしている範囲内では、実績は実績としてあるけど、認めるけど、あくまでも申請書とこの審査基準による配点、選定、採点で決まるんですよということですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） ペーパー上のものと、プレゼンも頭に、ちょっと御説明、（発言する

者あり) 資料だけじゃなくて、実際にこういうことをしたというプレゼンも大きな評価の判断になろうと思うんで、御存じだと思います。あえて、つけ加えさせていただきました。

○議長(荒川 政義君) 田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) プレゼンはもちろんあって、30分ですかね、プレゼンと質疑応答があるから、その辺も評価されるのはわかるんですが、実際の選定作業においては、事前の仮採点というのがされて、申請書をもとに委員の方が仮採点をして、それを確認する手段がプレゼンであるというふうに受けとめてますけど、それは、プロセスは一応踏まれていますので、それでいいとは思いますが、要するに、プレゼンがあろうが、書面審査があろうが、さっき言うたように、方針を決めるのであれば、事前に公表しなきゃいけないし、選定基準が公表されている以上は、これに基づいて、きっちり審査採点されるべきであろうと。そうでなければ、ならないと思いますけど、そのことは5年前のこの議会の場においても、答弁で、前回は現指定管理者より新規申請者のほうが選ばれたわけで、現指定管理者は落とされたわけなんですけど、その際に、その議会の議案の議決の答弁で、実績云々は感情論で、あくまでも申請書に書かれた計画が評価された。だから、新規事業者が選ばれたんですよというような答弁があります。もちろん、今回もそういう形で、そういう方針を踏襲されて選定されると思いますが、ちょっと確認をさせてください。それでよろしいのかどうか。

○議長(荒川 政義君) 西川教育長。

○教育長(西川 敏之君) 前回の経緯は詳しくわかりませんが、今やってるのは、方針、審査基準、それにのっかって、やっていると聞いています。

先ほど、くどくなりますけど、実績があるからそれが何点だとか、云々という形は、事務局のほうでもお話ししておりません。これに加味してくださいとか、減じてくださいって意味ですね。はい。

○議長(荒川 政義君) 田中議員。

○議員(5番 田中 豊文君) だから、何点加味してくれ、するな、減じてくれと言わないのはもちろん当然の話なんで、それが選定委員会の中で考慮されるのは好ましくないと言うか、選定のあり方として、あくまでも実績が考慮されるのであれば、その他町長が別に定める事項で類似施設の管理実績の中で評価される以外ないでしょと。ほかにあるんですかと。じゃあ、150点満点ですけど、これに実績の部分でプラスアルファがあるのか、その審査基準の項目を変えてしまうのか、配点を変えてしまうのかということなんです。審査委員会の中で。そういうことはないですよ。

○議長(荒川 政義君) 西川教育長。

○教育長(西川 敏之君) 先ほども申しましたが、やはりプレゼンのときに、プレゼンで評価が

変わることも可能性があると思ってます。仮にですよ、今おっしゃったように、仮にペーパー上つけてみたけど、実際にプレゼンを聞いてみたら変わることもありますから、その中で継続のメリットというのは当然出ると思うんで、それは総合的に判断するんで、この5点だけとか、こうだというのは、ちょっと私のほうからは申し上げられないと思います。同じことの繰り返しで申しわけありません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） もう時間が、ですかね。（「33分まで」と呼ぶ者あり）33分まで。ちょっと、水かけ論みたいになってしまいますんで、町長さんに御答弁をお願いしたいと思っておりますけど、さっき私が申し上げた答弁は町長さんの答弁されていることなんです。実績云々は感情論だと。あくまでも申請書に書かれた計画がこの団体は評価されたから、今までの実績を置いて、こっちの新しい業者が選定されたんだよということが答弁されているわけです。それも、この手続の流れから言えば、当然だと思います。こういう審査基準をつくられて、類似施設の管理実績があるかというところしか、実績が考慮されないという内容であれば、当然、その答弁もその答弁のとおりだと、私の考え方とは別にそうだと思いますが、今回もそういうスタンスで臨まれるのかどうか、そこの御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 選定委員会の中で決められることだというふうに原則は思っております。そして、それじゃあ、その選定委員会はどういうことに基づいてかと言いますと、指定管理者の審査表、審査表が公表されており、また、それに対する配点も公表されておるわけですから、それに基づいてやるということになると思います。

今、議員さんからの御質問が類似施設の管理実績はあるかというところで、過去の実績がどの程度みれるのかということか何かわかりませんが、要するにその、これはちょっと今、別の施設なんですけど、例えば、総合点数が150点で、その他町長等が別に定める事項というのに35点の配点が出ております。ですから、その35点の中で、さらにまた5項目にわたって審査の項目が出ております。その項目の中に類似施設の管理実績はあるかという項目があるわけですから、この35点の中で、これを何点ごとに配分するのかというのは、これは事務局のほうから言うべきではなくて、これは選定委員会の皆さん方がそれぞれに配点を考えて、そして、トータルで最高点が、この分野では、5項目めのその他町長が別に定める事項のこの分野では35点をオーバーしないようにいうことで、35点以内で点数を配分するというではないかと思っております。そういうことでありますから、類似施設の管理実績はあるかという項目で、過去の実績を考慮するという審査委員さんは、ここの点数で何点を入れるかということになるのではないかとはいふふうに思います。

いずれにしても、先ほどから話がありましたが、この項目ごとの、この5項目で言えば35点ですが、35点を変えるということではなくて、35点の中をどのように配点するかというのは、これは選定委員会の皆さん方のそれぞれの思いで点数を入れていただくのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ、前回から審査基準が変わったということなんですか。前回は、今のこの23項目がある項目のそれぞれ配点が決まってるんで、大抵5点なんですけど、13の最も安価な指定管理料の提示額を満点として15点で配点すると。最後の23項目のその他の施設、生涯学習への支援とか、歴史民俗資料の説明ができるかというところが15点、あとは全部5点なんですけど、この細かい配点が全部決められて、審査委員会に投げられたと言いか、配布されています。それに審査委員さんは当然その配点に基づいて採点されたと思いますが、今回は、じゃあ、5項目ある中で、それぞれ30点、20点、35点とかいうのがありますが、これの中での細かい配分は審査委員さんの自由ということであれば、先ほど審査基準は変更ないと言われましたけど、変更があるということなんですね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それは、ちょっと誤解です。35点というトータルでは、それをオーバーすることはないということですが、それぞれの項目についても、当然ながら、15点であれば、15点の範囲内でそれぞれの審査委員さんが点数をつけるということになると思います。ですから、例えば、先ほど話がありましたが、ここは10点なのに、この10点をオーバーして20点をつけるということはない。トータルで35点を超えることはないという意味でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。最後でね。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと、トータルで35点を超えないけど、個々の採点も配点もあるわけですよ、当然。前回と変わってないということですね。（発言する者あり）前回と変わってないということですね。（発言する者あり）いやいや、前回わからんたって、前回町が決めたことやから、わかるはず。わからんと困りますよね。

各項目で5点なりあるということなんで、今の類似施設の管理実績のところで5点という配点があるということは間違いないんで、それで、これは指定管理の公募のときの質疑応答で出ましたけど、実績は類似施設の管理実績の項目で、これで評価されるんですよという答弁がされてます。よもや、ここで言うことと違うことはないと思いますが、要するに、5点しかないんであれば、今の先ほどのモニタリングの評価。現指定管理者がどのような高い評価を受けても、この配点で、配点で低ければ落ちる可能性もある。当然の話でしょうけど、そういうことでよろしいん

ですね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 指定管理者の審査表が公表されとるということなんですが、当然のことながら、その項目ごとのそれぞれの満点が示されておいて、そのトータルが150点になっておるといってございまして、それらの中で、また、その5つの項目の中にそれぞれ項目は分かれています。当然のことながら、それらについても、項目に対する配点が示されておりまして、これは、これをもって、選定委員の皆さん方はそれぞれの自分の思いを点数でつけるということではないかと思っておりますので、前回と変わっておるといっていいと思っております。ただ、前回と変わって、この項目を私、今前回の持ってませんので、前回とこれが全く同じ項目かどうかというのはよくわかりませんが、当然示されておる項目に基づいて、審査委員さんは審査をするということだろうと思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で3つの問題についてお伺いをいたします。

まず、町立病院等の労働環境についてお伺いします。

町立病院及び老健施設で働く職員の皆さん方は、日夜、患者の生命と健康に向き合いながら頑張っておられることに、まず、敬意を表明します。

これらの病院等で働く看護師の皆さんをはじめ、介護士やその他コメディカルの方々の全てが働きやすい労働環境をつくり、子育てをしながらでも働きやすい環境、医療や看護などの技術的なスキルを磨きながら働きやすい労働環境にしていくことが、病院等の事業にとってもプラスになるという前提で質問をいたします。

赤字経営だからといって労働環境の改善を先送りしたり、患者の意に反して透析の統合などのごまかしの合理化計画は、さらに地元住民と病院との乖離を加速することになることも前提にしながらの質問です。

一般に労働環境と言う場合、本来であればそこに働く労働者自身がみずからの問題として、労働法や労働組合法に基づく改善を行うことが、最も民主主義的なものになり得るし、有効な方法

でもあると思います。しかし、残念ながら事業局によると、病院等には労働組合が存在しないという現状のようなので、それも踏まえながら伺います。

私のところに病院または老健施設で働く職員と思われる方から意見が届き、その方は、次のように主張しています。「一体何人の看護師が夢破れて離職していったのでしょうか。過重労働に安い給料、なかなか取れない年休などなど、職場に希望をなくしている看護師が続々やめていっています。」という趣旨が述べられています。

平成16年から平成29年までの本町の町立病院、町立老健施設などの退職者数を見てみると、さざなみ苑が18人、やすらぎ苑が27人だったのに対して、東和病院が125人、橋病院が32人、大島病院が86人となっています。この中には、奨学金を使うことを条件として、3年間町立病院等で働き、その後ほかの病院に行くという方がいらっしゃるかもしれないので、その方々も含まれるものと思われる。しかし、それにしても指摘にあるとおり、多くの看護師が離職しているという指摘を裏づけるものだとも思われます。

まず、1回目の質問としては、こうした一般の職員の労働環境に関する要望や意見などを、直接、病院事業局の幹部の方々と話し合うシステムが存在しないということです。一般職の方々には労働組合があり、窓口交渉といわれる当局との話し合いが不定期に持たれています。これは、直接的に法律に基づくものではありませんけれども、この窓口交渉での協議が整わない場合は、法律で定められている団体交渉に移行する場合もあるので、事実上は労使間の重要な協議機関と言わなければなりません。

しかし、町立病院等には、こうした労組がないことが、働く者にとっては不利な状況であると言えます。こうした組合がない状態であっても、病院の労働環境を整える責任は経営者である事業局にもあると思うのです。

そこで、まず、病院の一般の労働者と直接的に話し合うような、そういう機会を制度として持つ工夫をすることを求めたいと思います。

次に、行政改革について伺います。

周防大島町は、現在、第三次行政改革大綱と、それに基づく実施計画に沿って、行政改革が行われています。

さらに、旧4町の合併によるデメリットが、地方交付税が大幅に減ってしまう1本算定化が始まろうとしています。そのことを意識した歳出削減が計画されているようです。

何度も言いますが、椎木町長は、大島の4町の合併の推進者として、その当時の行政の重要な役割を担っていました。合併をすれば、いずれは地方交付税が大幅に削減されることは、最初から承知のうえで合併を進めたものと思われる。このデメリットがあるからこそ、東日本地域の市町村の多くは、平成の大合併、市町村合併には賛同しませんでした。

この合併を進める際に、行政側は合併をしても住民サービスを低下させないと町民の方々に公約しました。このときの公約は今からが正念場になります。合併を行った自治体に国から寄せられる、いわゆるあめの部分がなくなってしまった時こそ、この公約を守ることが問われなければならないのです。

まず伺います。町長は、合併を進めた当事者として、町民へのこの公約の存在を認めますでしょうか。この点からお答えください。きょうはこの点から、この中から町民の皆さんと密接に、また、直接的に行政サービスを行っている総合センターや公民館の職員体制について伺い、行政サービスの低下を招かないことを求めます。

この議会に提出されている28年度決算の成果を説明する書類においても、町内の各公民館、総合センター、かんころ楽園などの公共施設の利用者数は8万4,175人で、昨年より1万6,000人余り増えています。これは、町内の短歌教室や絵画、華道の教室、エアロビクス、社交ダンスや囲碁など116もの自主学习グループや教室があり、多くの皆さんに利用されているからです。これらの拠点になっているのが、公民館や総合センターなどの公共施設です。しかし、これらの施設は行政改革の的にされ、職員の削減が行われています。

こうした町民の皆さん方と密接なつながりを持つ公共施設の体制を弱体化させることは、行政改革の名のもとに住民サービスの低下を行うこととなります。

合併前に、旧橘町の各地域を回った際に、町民に配布したパンフレットにあるように、合併しても町民サービスのきめ細かさが維持向上されるという公約を守ることを求めます。

次に、国民健康保険税の問題について伺います。

通告では、山口県に対して国保料の試算を早く出すよう求めてほしいという趣旨の通告を行っていましたが、9月8日に山口県国保運営協議会の場に資料としてこれが提出され、公表されました。ですから、質問の最初の部分は意味がなくなるので割愛し、2番目の国保税がこれ以上高くないよう求めるということについて伺います。

山口県から出された試算表によると、周防大島町の1人当たりの国保税が、今よりも4,052円高くなり、9万7,806円になるとしています。1人当たり4.3%も高くなると試算されています。

今でも国保税は大変高い税負担になっており、町民の皆さん方の生活に重くのしかかっています。例えば国保の均等割、平等割、所得割の税率や税額は、介護分の均等割を除く全ての税率税額が、山口県の平均値よりも高くなっています。

また、今年度の当初予算の本議会での民生常任委員会の審議でも、平成27年度と28年度の山口県内各市町の税額を6つの所得事例で比較したものが提出されましたけれども、どの事例でも周防大島町が3番目か、あるいは4番目に高い国保税になっています。町民の方々が悲鳴を上

げているのは当然です。

県当局の試算どおりに、税率税額を高く設定することがないよう強く求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 答弁につきましては、午後から行いたいと思います。

暫時休憩をします。

午前11時53分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部より答弁を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 砂田議員さんの、町立病院・老健施設の労働環境についての御質問にお答えいたします。

地方公営企業法の全部を適用する病院事業局の企業職員は、労働関係法として、地方公営企業等の労働関係に関する法律を適用することになっております。

この法律に基づき、一部、適用除外がございますが、労働三法である労働基準法、労働組合法、労働関係調整法をほぼ全面的に適用することになっております。

それに伴い、労働条件関係法令に即した労務管理を行い、適正な労働条件の定着を図っていくため、各施設に労働基準監督署の個別の調査が実施され、指導、是正勧告の対象となることもあります。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第1項に、職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができると規定されていますが、病院事業局には労働組合が結成されておられません。

したがって、地方公営企業等の労働関係に関する法律に規定されている、1つ、賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項、1つ、昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項、1つ、労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項、1つ、その他の労働関係に関する事項について、病院事業局と町立病院及び介護老人保健施設等の職員と団体交渉という点につきましては、その環境は完全には整っているとは言えない状況でございます。

労働基準法で規定されております時間外労働・休日労働に関する協定につきましては、労働者の過半数を代表とする者との書面による協定をすることが規定されていますので、各施設において労働基準監督署に届け出を行っておりますが、労働者の過半数を代表する者の選出方法や、過半数を代表する者の職員からの問題点や改善点等の聴取方法について、改めて適正に行う

ように努めていきたいと思っております。

労働組合が結成されていない当局において、労働環境について、全く職員と話し合う機会がなかったわけではないと思っております。

団体交渉の機会は設けることができませんでしたが、各施設において、各部門の代表者や職員からの問題点や改善要望等は、各施設において対応が困難な場合には、病院事業局が各施設の管理職職員等関係者職員と連携しながら職員と話し合い、調査検討し、必要に応じて対応するように努めてきております。

とりわけ全職員のうち、職員数の占める割合が高く、女性職員が多数占める看護部門においては、夜間勤務に伴う交代制勤務や早出遅出勤務、宿日直勤務があり、業務的に厳しく離職率の高い部門であります。さらに子育て期間中の職員も多いため、担当が変わる頻度も多くなり、労働条件も厳しい部門の一つであると思えます。

そのため、毎月、各施設の総看護師長、事務長及び学校長等において労務管理勉強会を実施し、時間外勤務及び休日勤務、夜勤勤務、休暇の取り扱い、看護師としての知識、技術向上のための研修等において、問題点、改善点を協議し、各施設間において差が生じないように、労働条件等含めて共通認識を深めることに努めてきております。

他の職種についても、必要に応じて開催される薬剤師会議、診療放射線技師会議、管理栄養士会議等の各部門会議において、各部門ごとに人員配置、時間外の救急に対応する待機体制や呼び出し対応等、労働環境について協議する機会を設けるよう努めてきています。

一方、毎月開催される施設長、事務長、総看護師長会議においては、給与等の法令等の改正についての説明や情報提供を行い、各施設職員への周知をお願いするとともに、病院事業局からも全職員への周知に努めているところでございます。

その他、各施設に男女各1名の相談員によるハラスメント等の相談窓口を設置しています。各施設の相談員に相談しづらい場合には、病院事業局相談窓口にご相談できる体制等をとっております。

当局においては、働きやすい環境づくりを目指しておりますが、医師、看護師、医療技術員、看護教員、事務職員、看護助手、介護福祉士、調理師等、多くの職種が勤務し、交代制、待機体制、宿日直体制、夜勤勤務等、異なる勤務環境がある中で、労働組合が結成されていないこともあり、職員と労働環境等に関して話し合う機会を設けるよう努めていきたいと思えます。

いずれにしても、地域医療の運営が一段と厳しくなる中、健全経営に向けて職員一丸となって地域医療を確保していきたいと思っておりますので、理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの行政改革についての御質問でございますが、その御質問

の中で、町長は合併を推進した立場にあるんだからという御質問でございましたが、まさに私も法定合併協議会の事務局の次長として、その4人の町長さんと一緒に事務局として合併を推進、支えてきた一人であることは間違いないことでございます。当然ながら、行政サービスを低下させない合併をするんだということも当然、申し上げてまいりました。

そうした中で、今、先ほどの御質問の中でもございましたが、合併をして10年を経過し、そしてさらにそれから段階的に5年間あって、15年で合併の特例措置がなくなるということについても、十分それは、そういうことは頭に入れて行財政運営をしておると。結果的に合併後に私がこういう立場になったわけでございますので、合併の協議の中も十分私もずっと見てきておりましたので、そういういろいろな協議、そしてまたいろいろな御心配、そしてまたいろいろな要望等もずっと頭に入っておるという状況でございます。

そうした中で、合併の支援が15年で大変大きく下がって、支援が無くなるということでございますが、それについては、この合併の新町建設計画の中にもそういうことをずっと盛り込んで計画は立っておるといふふうに思っております。

この合併の新町建設計画は皆さん方もお持ちだと思いますが、この第1章の第1節の一番はじめに、大島郡における合併の必要性というのが出ております。これは第1番に、まず人口減少、少子高齢化の進展から捉えた合併の必要性というのが出ております。大島郡では今後も人口の減少と少子高齢化の進行が予想されます。こうなりますと、税収の低下とか高齢化率の増加によりますと、いろいろな行政サービス、福祉サービスがどんどん増大します。そういうことがあって、年少人口の減少は教育に、生産年齢の人口は市町村税や地域の消費量の減少にと、まさにこのように必要性が書いてありますが、その状況が今、起こっておるといふふうに思っております。

そこで、合併による財政的基盤の強化や集約される人的資源、施設上の資源を活用して、地理的に共通する効率的な行政体制を構築することが望まれるという大きな命題のもとに、この合併に進んだものだと思っておるところでございます。

そして、最後のほうに、新町の財政計画もおよそこういたしておりますが、財政計画でもまさに平成29年度を見ますと、普通交付税は67億3,100万円という新町の財政計画になっておりますが、今現在、それよりは若干69億円ぐらいという予算組はされておりますので、相当厳しい財政計画をつくっておったなというふうに、今も感じているところでございます。

そのようなことですが、これは今年度から福祉事務所の必要経費が特別交付税から普通交付税に移ったというようなことを除きますと、ちょうど67億円というのはいい数字だったんじゃないかと。69億円、67億円という計画は、大変現実を見据えた数字だったんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

そして、合併の効果ということでございますが、合併の効果とすれば、やはり1つには財政支

援が大変大きなものであるというふうに思っております。合併関連の財政支援の1つは、合併市町村の国庫補助金がございました。これが3億3,000万円。そして県広域市町村合併支援特別交付金、これが4億円、そして皆さん御存じの合併特例債でございますが、120億7,400万円まで発行が可能であるというふうに今、いただいておりますが、今現在のところ、約、その半分の61億円が既に発行されております。

そういうことでございますので、平成31年までが発行の期限でございますので、当然ながら120億円には行かないと思います。これも相当厳しく精査して、合併特例債を発行しております。

しかしながら、この合併特例債というのは、大変、この合併した市町村にとっては、特に周防大島町にとっては有効なものであったというふうに思うわけでございます。と申しますのは、例えばどうしても国の補助や交付金の取れない、例えば道路とか、またはぜひとも必要なのだが交付金が見つからない道路とか、または老朽化した公共施設の改修、補修、そして改築につきましては、ほとんど国の交付金や補助ができませんが、いずれにしましても、やり替えなければならない、行政サービスが低下するというような施設はたくさんございました。これらを中心に合併特例債を発行し、そしてまた、その改修に努めてきたところでございます。今年度で申し上げますと、橋の総合センターの空調の改修は大変大きな金額の補修費になっておりますが、こういうものについては本来を言えば、全く補助交付金がない事業でございますが、これに合併特例債が充てられる。そしてまた、東和総合支所とか教育庁舎の事業でございますが、ハード事業ではあります。しかしながら、これもぜひとも必要な事業でありました。

そのようなことを考えますと、この合併特例債があるということは、合併の非常に大きな効果であった。もし、これが合併せずになかった場合、旧町ごとに、それぞれの町で、それぞれの改修費を捻出しなければならないということになります。大変大きなものになるというふうに思っているところでございます。大変大きなものってというのは、要するに大変厳しい財政状況の中から、そういう修繕費を捻出しなければならない状況になるのではないかとこのように思っております。

合併の効果としましては、当然のことながら、この262億円という4町の合計した起債残高を、いかにまず第1は予算額以内におさめるか、残高と予算額ちゅうのはちょっと関連性のないものですが、1つの目標として予算額以内におさめる。次は、標準財政規模を以下に抑えるということですが、今現在、合併時の262億円あった起債の残高は、今年度末で170億円になる見込みであります。約92億円の減少を見ております。これは、そのような合併のいろいろな支援があったからこそ、ここまでできたんだろうというふうに思っております。

今、170億円でございますが、これをぜひともまず予算額以内に、そしてその次は標準財政

規模以下に減少させるというのが一つの大きな目標でございますが、今現在、大体大枠で言いますと20億円ぐらいの公債費、起債の償還額、それに対して10億円前後の起債の発行額ということでございますので、これからこの目標は十分達成できるというふうに思っております。

また、合併時に全ての基金を合計しまして20億円ぐらいの、4町分ですね、16年ですから4町分の基金、財調も減債も特定目的基金もあわせて約20億円でございます。4町が合併して、たったそのぐらいしかないということでございますね。財調だけで申し上げますと6億円しかなかったという時期もありました。

このようなことで、本当に新町がやっていけるんだろうかというふうに思った時期もありましたが、それからいろいろな支援や努力もいたしたと思っておりますが、今現在、基金の総額は79億円になろうといたしております。しかしながら、これは、これからは、このように基金をどんどん積み上げるということは大変厳しくなるというふうに思っておりますので、さらに行革は必要だというのは、そういう意味でございます。

そして、それらに連れて財政的な指数も大変だんだんよくなってきておるといふふうには思っておりますのでございます。

そのような状況の中で、けさほどの行政改革についてという御質問がございました。住民サービスを低下させないということはもちろんのことでございますが、先ほど、個々に言うことはなと思います、人口の減少が起こっておるといふことは、大変、2万1,000人合併時におった人口は、既に1万7,000人を割り込むという状況でございます。これは、まさに地方交付税の減額の大きな要因であります。そして、また合併の支援も打ち切られるという時期が重なるということでございまして、この行政改革がいかに大切なものになっておるといふことでございます。

先ほど公共施設の中でも、特に公民館の施設や総合センターの施設がありましたので、そのことはちょっと後で申し上げますが、特にやはり人口が減少しておるといふことは、大変いろいろなところに弊害が出ております。これは、質問の中にもちょっとございましたが、病院の機構の問題とか、病院の診療科目の問題等につきましても、やはり昭和40年代の、昭和40年、4万3,000人おった人口がおったときに、この4町、昭和30年に4町の病院は全て1つになって組合立の病院になったわけでございますが、しかしながら、昭和40年から50年にかけていろいろ整備されました。当時の人口は4万5,000から4万3,000人ということでございますので、実はその4万人ぐらいに対応するような、今、医療関係、介護関係の町立の施設を持っておるわけございまして、それが、人口がこれだけ減少してくるといふことになると、当然のことながら大きな弊害が出てくるというのは当然のことでございます。

それと、さらにまた近年の医師不足、そしてまた医師以外のコメディカルという医療スタッフ

の大変な確保の難しさというものも出ておるわけでございまして、そのことはまた、次の定例会の最終日に全員協議会をもっていろいろ御協議をいただこうと思っておりますが、いずれにいたしましても、人口の減少が各行政サービスに与える影響というのは、大変大きなものがあるというふうに御理解をいただけたらと思います。

公共施設の中で、公民館のことがちょっとありましたので、先にちょっとこのことを申し上げたいと思いますが、例えば、その公民館にいたしますと、利用者数はどんどん増えておるよという御指摘がありました。まさに自主学習のグループがたくさんできております。過去、私たちが若いころ、30年ぐらい前は、いろいろ各公民館には社会教育主事という資格を持った主事がおられまして、いろいろ主導的に社会教育を先導するという立場でございました。そして公民館活動を活発にしていこう。例えば高齢者も婦人方も青年団等の若者も、いろいろなそういうものがありました。今現在、社会教育主事が主導して社会教育を実践していこうというよりも、むしろ自主的なグループが自主的な学習をどんどんやっていく。それに対する、例えば貸館が自由にできるとか、けさほどもありましたが、貸館の費用が安く設定されるとか、そういうふうなサービスを望むという方々がたくさん出ておるのではないかというふうに把握をいたしておるところでございます。

そういたしますと、やはりそこに管理する公民館等に努める職員の数にもおのずと何が適正なのかということはお出てくるのではないかというふうに思うわけでございます。

御質問を具体的なペーパーでいただいておりますので、それについてお答えをしたいと思います。合併当初からの課題であります財政の健全化を第一に掲げて、合併当初から取り組んでまいりました。そして、さらには行財政改革の推進ということにも取り組んでまいりました。合併による財政支援が終了することに鑑みまして、本年度、第2次の行財政改革元年、このように位置づけて、積極的にこの行財政改革に取り組んでいこう、そしてまた取り組んでいるところでございます。

本町では、これまでに学校をはじめ公民館、町営住宅などの公共施設や道路、橋梁などのインフラを整備してきましたが、その多くの施設は、築年数の経過による老朽化で、改築や大規模な改修が必要な時期を迎えておまして、今後、財政負担が大きくなるということがさらに予測が進んでおるところでございます。

そのために、公共施設等の全体を把握し、将来の町の姿を見据え、町の姿を見据えというのは、要するに、その人口が減少しとるといふ、その状況を見据えながら、財政負担の軽減、そして平準化を図るとともに、総合的かつ計画的な公共施設等の配置、更新、統廃合及び長寿命化を行うために、平成28年度に周防大島町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

公共施設等への投資、維持管理、更新にあたっては、全ての公共施設等を対象に、公共施設等

の現状と将来の見通しを踏まえて、将来の世代に過大な負担を残さないために、本計画により、公共施設等の維持管理や大規模改修、建て替えなどに対しましては、中長期的な視点から計画的、効果的に推進し、財政負担の軽減と平準化を図ろうとするものであります。

そして、厳しい財政状況を踏まえて、老朽化した施設に関する早急な対策が喫緊の課題となっているため、施設管理運営の財政基盤の安定化の観点から、受益者負担の原則をもとに使用料等の適正化について検討を推し進めて、今後40年間で建物施設の延べ床面積の66%を削減する計画とし、建物施設・インフラ施設とも、運営方法などの見直しによって、従来の20%の経費削減に努めていきたいと考えております。

また、減少を続ける本町の人口は、平成27年の国勢調査の結果が、5年前に比べて1,885人減少したことによって、人口減少が直接的に普通交付税の削減と合併算定替えによる普通交付税の縮減が、大きく財政に影響を及ぼすことになります。

これまで150億円台で推移してきた一般会計の財政規模を、早く120億円台まで規模を縮小する必要があるとともに、標準財政規模に対して1.8倍となっている地方債残高を削減することによって、債務の圧縮に取り組んでまいります。

この標準財政規模に対する1.8倍という数字でございますが、この起債残高は、町債残高はどんどん減少しておるんですが、実は標準財政規模もどんどん減少してるということでございまして、なかなか標準財政規模のほうが下がってくる。当然ながら、起債残高も下がるんですが、そこで、この1.8倍という数字が、あまり一遍にこう、縮小になっていないという状況にあります。

本町では、これまで第1次から第3次までの行政改革を実施し、それぞれの実施期間におきまして、そのときどきの社会情勢に応じた課題や実施項目を掲げて、各種の改革に取り組んできたところでございます。

行政改革の定員適正化の推進については、平成18年から平成22年までを計画年度とした第1次周防大島町行政改革大綱及び平成23年度から平成27年度までを計画年度とする第2次の周防大島町行政改革大綱の取り組みの結果、職員数は合併時の381名から10年の経過を経て、平成27年度当初の職員数は261名となり、合併時と比較して120名の職員数の削減を行いました。

しかし、合併以降も人口減少や少子高齢化の進行、財政状況は依然として町税の増収が見込めない中であって、地方交付税など、国からの収入に依存する財政基盤に加え、福祉、医療関係経費の増加や、老朽化した公共施設の更新経費の増加等が予想されることにより、現状よりもさらに厳しい財政運営が続くことが見込まれています。

平成28年度を計画の初年度とする第3次周防大島町行政改革大綱においても、引き続き義務

的経費である人件費の抑制が行財政改革の重要課題と考え、計画最終年度の平成32年度の職員数を242名とし、平成28年度当初から19名を削減する計画といたしております。

何を優先すべきか、選択と集中によって、将来を見据えた選択と優先度を見極め、より質の高い行政サービスを提供することが求められます。

これにあわせて、これまで課や班を再編するなどの組織機構の見直しを行ってまいりました。（「まとめて、もう、長い」と呼ぶ者あり）長いんです。いや、そりゃあ行革ですから長いんです。（「行革は聞いてない」と呼ぶ者あり）通告書は行革の話じゃなかったんですか。

今までにですね、じゃあちょっと、はしょっていきますが、各総合支所等とか、また社会教育課の職員についても、そのいろいろな、その中から行革としての人員削減を行ってきたところがございます。これからもまだまだ課の再編、班の再編を含めて、職員数の削減ということができるとはならないかということも考えておるわけでございます。

このように、これまでの正規職員から社会教育主事資格を有する経験豊富な職員OBを嘱託職員として位置づけるなど、正職員が担うべき事務を見直しを図ることで、効率的な運営と行政サービスの低下を招かないよう配慮した職員配置をしたいと思っております。

また、今現在、職員の定年になった後に再任用職員を登用するという制度になっております。これらについてもできるだけ活用をしていきたいというふうに思っているところでございます。

国保につきましては、本町議会の初日の9月8日に山口県において山口県国民健康保険運営協議会が開催されておまして、その中で平成29年度分の各市町の1人当たりの保険料額の試算値が公表されたところでございます。試算では先ほど議員さんからもお話がありましたように、本町では現行の額よりも4,052円高い9万7,806円ということが示されました。大体県の平均のほぼ同額ということになっております。

このように、しかしながら、この試算額というのは、平成28年度の実績値にも続いて平成29年度を試験的試算を行ったものでありまして、実際に県の単位化が始まる平成30年度の標準保険料率等の確定につきましては、本年12月末に国から29年度確定数値が示された、確定の係数が示された後に、これを受けて県において算定を行うということでございますので、市町村に通知されるのは早くても来年の1月中旬ということになるわけでございます。新年度の予算編成に支障を来さぬよう、できるだけ県に対して、できる限り速やかに平成30年度の標準保険料率等を確定の上、提示されるよう、引き続き要望していきたいということでございます。よろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私は行政改革全般について通告を出してはおりませんよ。関連してってということなんで。

まず、病院からですが、あと何分ありますか。（「19分」と呼ぶ者あり）はい。

この離職率についてです。この離職率については、日本看護協会っていうところが、ことしの4月4日付で2016年病院看護実態調査っていうのをやっているんです。これを見ると、山口県の常勤の看護職員が離職率が10%、それから全国の公立病院、県立病院または市町村立の病院の常勤の看護師の離職率が7.6%というふうになっています。周防大島町ではどうなってるかという、平成27年度では、この離職率というのはその年度内に離職した人が分子に来て、年度当初の職員数と年度末の職員数を足して2で割る、つまり平均、離職数割る職員数の平均ということで、全国的にはその統計を出しているということですが、今、昼の休みに急いで計算してみました。東和病院、平成27年度の東和病院の離職率が14.8%、橋病院が26%、大島病院はちょっと少ないですね。つまり、公立病院の離職率が7.6%、常勤看護師がですね、全部常勤看護師です。それから、山口県の平均が10%なんで、やっぱり私のところに意見されて来た方がおっしゃるとおり、大島の離職率っていうのは、やっぱり高いということが数字にも示されてると思うんです。

この労働環境、今、石原管理者から言われましたように、完璧ではないので、まだ今から整えていくという趣旨のこともあったと思うんですが、まず三六協定、労働基準法36条に基づく労使の協定について伺いたいんですが、この労働者の過半数を組織する労働組合があれば、その労働組合の責任者が自動的にこの協定の相手側になると。だけど、こういう組織がない場合は、労働者の過半数を代表する者と協定を結ばなきゃいけないということになってるわけですね。正式に言うと、労働者の過半数を代表する者との書面による協定が必要だと。

この労働組合がない場合の労働者の過半数を代表する者という、これ、一つの法律の構成要件だと思うんですけれども、労働者の過半数を代表する者というのはどういうことかと言うと、例えば、労働者全員の投票による信任投票で、過半数の人がその人を労働者の代表として認めますという意味を示したと、投票行動によって。例えば、そういうもので労働者の代表っていうものを決めなきゃいけないんです。

大島の場合、もういちいち聞いたりしてたら時間かかるんで言いますが、そういうことで、労働者の代表を選任をして、三六協定を結んでいないというふうに伺いました。ということは、法律の構成要件を欠いている、満たしていないということに、私はなると思うんですけれども、それはどういうふうにお考えでしょうか。

それから、その病院側と協定を結んでいる相手側ですけれども、一般の職員、身分がですね、職制とかじゃなくて管理的な立場にある人ではなくて、一般の職員を代表者として結んでいるのか。先ほど伺ったように、その代表者はどういうふうにして代表者、過半数を代表する労働者なんだというふうにしたのか、その辺をまず伺います。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） ただいまの代表する職員の選出方法ですが、それぞれの事業所によって提出するようになっております。東和病院、橘病院、大島病院、さざなみ苑、やすらぎ苑、看護学校、総務部、こちらで提出しております。

まず、選出方法ですが、大島病院を除く施設につきましては、投票による選挙という形で選出しております。大島病院では回覧投票によって選出しております。

また、この代表者ですが、職種としましては、管理者でない事務職員及び介護支援専門員等で構成されております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 投票または回覧によって労働者の過半数の信任を得たということが証明されたということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） そのように提出させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 次に、年次有給休暇について伺います。

これは多分、労基法の39条だったと思うんですけども、この年次有給休暇、私のところに来た、御意見を寄せてくださった方によると、年休の取得がままならないということだったようですが、この年休の申請っていうのは口頭ですか、文書ですか。

それから申請をした場合、全て、申請をした指定した日にちを年休として指定するのかどうか。経営者側には時季変更権というのがありますけれども、この時季変更権というのをもう、よほどのことがない限り、その人が休んだら病院が成り立たんぐらいの理由がない限り、この時季変更権を行使できないというのが一般の解釈になってますけれども、年休申請、申請したとおりの支給を行っているのかどうか。

それからもう1点は、年休の理由ですね、年休申請したときの理由を聞いているのかどうか。または理由にかかわらず、理由を聞かないで年休を指定しているのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） まず、年休の取得方法についてですが、これは文書による申請となっております。文書により直属の上司から提出をしてもらって、そちらで許可を得て有休をとるといった形をとっております。

ただ、例外的なものもあって、当日来れないとか、事前にわからないものについては、とりあえず、まず連絡をしていって、後日文書による提出を求めることもございます。どちらにしても

文書での決裁を取るようしております。

また、理由につきましては、簡単ではございますが、有給休暇取得簿のほうには理由を書くようになっております。ただ、これにつきましては私事とか、私ごとによるというふうな形でオーケーという形になっておりますので、細かい理由までを求めるものではございません。

求められた有給休暇を全て与えているのかということに関しましては、基本与えております。ただ病院ですので、特殊な職種、業種によりましては、その方がいないと機能が麻痺してしまうような状況にもございますので、そのようなときには周りのスタッフ等で協力できるもの、他施設のほうで協力できるような体制をとってとか、あと、時間的なもので相手と話し合ったうえでのことをしてしておりますが、基本的に有給休暇の取得につきましては、本人さん、職員からの要望を応えるようしております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 年休の理由については、そういう、その抽象的な理由であれば、もう、いっそのこと書かなくてもいいように思うんですけども、いずれにしても、理由がどうであれ、そんな理由なら休んじゃいけないよ、なんていうのは違法ですから、その理由を書くっていうことそのものは、もう事実上、意味がなくなってるのであれば、書くことはやめると、書かすことはやめるということで不都合はないように思いますけれども、いかがでしょうか。

それからその、中には年休申請されて、その職員がいないとその病棟で仕事が遂行できない、病棟そのものが遂行できないというような、そういう時季、それを時季変更権を行使したということになるのかどうか。それは、時季変更権ということでおっしゃるのであれば、何件ぐらいそういうことがあったんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 先ほど言われました、そちらの請求権を得て職種を変えてもらったとかっていう話をしましたのは、例えばレントゲン技師が1名しかいない職場において、レントゲン技師が有休を取るといったような場合には、こちらのそのほかの施設のほうで複数人いる人間を回すことが可能であれば、そちらのほうに回して行って有休を取っていただく、そういうふうな形をとっていただいております。

それと、あと、そのような事例があるのか。無理に管理者側なり、上司のほうからこの時間は難しいから違う日にしてほしいっていうふうなことを言ったことがあるのかってということについては、現状、無いと思っております。

それと、文書の休暇簿の取得に関して、理由を書かなくてもよろしいんじゃないかというのがありました。こちらは実際は過去からの有給休暇簿の様式をそのまま利用していて、こちらにこの理由を書きたくないという方がいなかったと言いますか、特にそういうことで、今までこ

ここに理由を書く必要がないという疑義を申してきた者がいなかったため、今の現状となっております。

言われるように、こちらは必要ではないということであれば、また協議をいたしまして必要でない判断させていただいた場合には、その理由欄を削除することは可能と考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

これは、平成24年にやはり日本看護協会が調査をして、厚生労働省の文書の中から印刷したのですが、現在、就業している看護師等が、現在の就業先で勤務を続けている理由というのがグラフになってて、多いほうからずっとあげてるんですが、これが一番多いのは勤務形態が希望どおりであると。それから、雇用形態が希望どおりである、同僚との関係がいい、時間外労働、つまり残業が少ない、夜勤、夜間対応が少ない、上司との関係がよい、ほかに適当な勤務先がない。それから、年次有給休暇が取得しやすい、仕事に見合った給与額であるというのがベストテンぐらいになっておるんですね。

こういう状況にしていくこと。逆に言えば、そういう状況にしていくことで、ずっとこの大島で働いてもらえて、いろんな顔なじみになったりして、町民の方々の看護、治療にあたってもらえると。そういう病院に大いに寄与できると思うんですよ。

ですから、こういう就業先の労働環境を充実させていくということは、そういう意味でもあると思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いをいたします。

もう時間がないので国保だけ伺います。

この国保の県の試算表と同時に、国保運営協議会が国保運営指針というのを出しています。この国保運営指針によると、10月にこの運営指針についてのパブリックコメントをやる。市町からの意見を聴取するというふうになっている。

11月に、また、県の国保運営協議会を開いて、12月に運営方針を決定して、来年1月に所要額を算定すると。標準保険料率を発表するのは来年3月というふうに、このときの9月8日の国保運営協議会では発表されているんですよ。この保険料率が3月に発表されて、それをもとに本町の税率、税額を決めるということであると。ほんとにぎりぎりの状態になると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、この国保運営方針ですね。運営方針の中に、この方針をもとにして本町で税率、税額、条例で決めるわけですが、この税率、税額、条例で決めるっていうのは、要するに周防大島町の主体的な自治事務だと思えます。県が標準保険税率を示しはするけれども、町としては町内の被保険者の実情、高齢者が多いし、低所得者が多いという実情を考えて、把握してと言いますか、そこを考慮に入れた税率を決めるべきだというふうに思います。これが2つ目。

まだ大丈夫。（発言する者あり）大丈夫じゃない。じゃあその2つにしよう。（発言する者あり）もう1こええ。

この運営指針の中にもう1つ。国保会計への一般会計の繰り入れを段階的に解消・削減を図るというふうに指針にはあるんですが、だけど、今の繰り入れ、つまりその他の独自の繰り入れをやめてしまうと、ほんとに税が高くなってしまうという実情が本町にはあると思うんです。

そういう意見をこのパブコメに込めて、県のほうに要求していくということを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 先ほど、砂田議員さんからの御質問で、今後のスケジュールということで、標準保険料率の公表が3月というふうなことで御質問をいただいておりますが、県から町に対して標準保険料率が示されるのは1月の中旬ごろというふうに記憶をしております。

標準保険料率については、これについては、まず、国保事業費納付金というのを周防大島町の所得水準なり、医療費水準なりを考慮して、県のほうで国保事業費納付金というのを各市町村に示してまいります。

それで、国保の見える化というふうなことで、標準保険料率を示すわけですが、町においては、その標準保険料率を参考にして、県から示された国保事業費納付金を納めるというふうな形になります。ですから、あくまでも標準保険料率を参考に、各市町の賦課すべき保険料率を町が決定するわけですが、あくまでも国保事業費納付金を県に納める必要がありますので、それに見合うような形の税率になるものかというふうに思っております。

町としては、県から求められた国保事業費納付金を納めるためには、どういうふうな方法をやるかということについてだろうと思うんです。事業費納付金については、県のほうに納めざる得ない状況でございますので。

パブリックコメントにつきましては、今、議員さんからの御質問がございましたように、10月にパブリックコメントを実施して、市町からの意見聴取も行うというふうなことでございますので、この内容については、また、検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

---

○議長（荒川 政義君） これにて本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9月27日水曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後 1 時54分散会

---